

第 31 回 大田区移動等円滑化推進協議会 議事録	令和 5 年 1 月 18 日（水） 大田区役所 11 階第 5・6 委員会室
■議事 (1) パブリックコメントに向けた改定素案の主な変更点について (2) パブリックコメント実施結果について (3) 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他 ■配布資料 ・ 次第 ・ 協議会委員名簿 ・ 大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱 ・ (資料 1) 前回協議会后、パブリックコメントに向けた改定素案の主な変更点 ・ (資料 2) 改定素案に関するパブリックコメント実施結果 ・ (資料 3) 新旧対照表 ・ (資料 4) 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案 ・ (資料 4) 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案【概要版】 ・ (資料 5) 大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針の中間見直しについて ・ (参考資料) 心のバリアフリーハンドブック	

■質疑応答/意見交換

1. パブリックコメントに向けた改定素案の主な変更点について
2. パブリックコメント実施結果について

委員長 : 当初、ハード整備の代替として位置付けていた「バリアフリー整備の代替ソフト事業」については、事業者が法や条例に基づき、提供しなければならない合理的配慮であり、ハード整備とソフト（人的）対応は並行して実施することが国の方針となっていることから、「利用者ニーズに応える取組例」として位置づけ、特定事業等の推進と並行して行うとしている。

また、今後実施すべき事項については、財源の確保など、ハード整備等に向け課題はあると思うが、できる限り進めることが望ましい。

3. 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案について

副委員長 : 資料 3 新旧対照表の No.1 に記載されている未実施事業については、どうして未実施のままとなったのか、要因分析を進めていただき、実施に向けた対応をお願いしたい。

また、教育啓発特定事業について、当事者団体が協力して、既に実施している事業もあると思うので、分かる範囲でご紹介頂きたい。

なお、自分自身も、心のバリアフリーの推進に協力したいと考えている。

事務局 : 未実施事業については、毎年度、事業者に対し調査を行っている。着手でき

ていない事業については、課題の把握及び改善の取組を促している。

教育啓発特定事業については、資料 4 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案の 49 ページに障がい当事者の講師を招き、学習会を実施したときの様子、62 ページに区内小中学校における障がい者の理解促進のための取組の様子、71 ページに心のバリアフリーの啓発に関する取組を事業例として掲載している。

委員 : これまで電車に乗る際、ガイドヘルパー等は子ども運賃の切符を買ってから、障害者手帳を示して、ハンコを押してもらう流れになっていた。3 月 18 日からは、交通系 IC カードをタッチするだけで障害当事者及びガイドヘルパー等が乗車できるようになった。

京急蒲田駅や JR 蒲田駅、東急蒲田駅については、どのような手続きで交通系 IC カードを作成できるのか。また、バスについても、電車同様の流れで乗車できるのか。

また、最近蒲田近隣に多くの視覚障がい者が暮らすようになってきた。

これは、蒲田近隣が歩きやすくなってきたという証拠ではないかと思う。

なお、視覚障がい者が歩く際に問題になるのは、自転車と歩きスマホ、階段、エスカレーター等である。歩道と車道の境目がないと、どこを歩いているかわからなくなる。歩きやすくなってはいるが、エスコートゾーン等を設置して、より“すいすい”なまち作りを推進して頂きたい。

委員 : 障がい者割引が適用される交通系 IC カードについて、JR の場合はみどりの窓口にて 3 月 18 日から取り扱う予定である。

代理（委員） : 東急電鉄では、各駅の窓口で取り扱う予定である。スイカは JR だが、パスモは民鉄で対応している。

委員 : 大森駅にみどりの窓口はないと記憶しているが、蒲田駅まで行かなければ手続きできないということか。

委員 : そのとおりである。

委員 : 民生委員児童委員を対象に、バリアフリーに関する啓発活動（研修）を行った。こういった取組も特定事業に記載することは可能か。

事務局 : 例えば、資料 4 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案の 49 ページに蒲田駅周辺地区における教育啓発特定事業の事業内容を掲載している。区民等を対象としたバリアフリーに関する啓発活動の実施という事業内容の事業主体が大田区のみとなっているため、当事者団体の方々を事業主体に追加する方向で修正していきたいと考えている。

事業の詳細については、今年度中に基本構想に基づき作成予定である特定事業計画の中で具体的に記載していく。

なお、30～32 ページに心のバリアフリーと教育啓発特定事業についての説明を記載している。

委員長 : 可能であれば、教育啓発特定事業の幅が広がるため、事業主体の記載内容に

については、関係各所と検討していただきたい。

事務局 : 記載する方向で調整していく。

委員 : 資料4 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案の49ページに記載の教育啓発特定事業について、バリアフリーに関する啓発活動の事業主体が大田区のみ記載となっているが、NPO 法人大身連や大田区手をつなぐ育成会がバリアフリーに関する啓発活動を小中学校以外で行っている。このことから考えると、事業主体に NPO 法人大身連や大田区手をつなぐ育成会を追加しても良いのではないか。

委員長 : 事務局で調整していただき、事業主体に含められると良い。

事務局 : 関係各所と調整をしていく。

委員長 : 本日お示しの大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案について、名称や表紙デザイン等を含め、承認頂けますでしょうか。

一同 : 異論なし

4. 今後のスケジュールについて

副委員長 : 令和5、6年のスケジュールについて了解した。

バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を利用者の視点で抽出し、計画に反映させることを目的とした「まち歩き点検」を実施する予定はあるか。
なお、夏の時期は、体力の消耗等が激しいため、避けた方が賢明である。

事務局 : まち歩き点検は令和5年10月に実施を予定している。

5. その他（心のバリアフリーハンドブック、エレベーターキャンペーン等）

委員 : 心のバリアフリーハンドブックを改定する際には、令和2年9月に策定された「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」に係る内容を記載していただきたい。

福祉管理課長 : ご意見として承った。

委員 : 区民部会でまち歩きを行い、ニーズの整理、業者との調整を行い、バリアフリー化を実現していくことが、資料4 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案の4ページに記載されている今回の改定ポイントに繋がっていていると実感した。重点整備地区の範囲も拡大したため、より一層、バリアフリーに関する取組を継続するためにスパイラルアップを図ることが重要である。そして、区民の方々と一体となってバリアフリーに関する取組を広げていければ更に良いと思う。

委員 : 基本構想をまとめることができたのは皆様のおかげである。今後とも、さらに移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街おおたを目指し、引き続き委員皆様と共に取り組んでまいりたい。

事務局 : 会議内容の質問等については、1月25日（水）までに事務局に連絡をお願いしたい。次回の協議会は令和5年7月中旬を予定している。

以上